

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」を「常任委員の所属、常任委員会の名称」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条第1項中「議会に」を「法第109条の規定に基づき、議会に」に改める。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第1項中「法第110条」を「法第109条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。